

「地元企業活用促進型総合評価方式」の運用に関するQ&A

○中国地方整備局においては、平成20年度末より地元企業の活性化、地場産業の育成を目的に、「地元企業活用促進型総合評価方式」の試行を行っているところである。(H21.3.13記者発表)
 H21.7.21現在までに、15件が公告済み工事(契約済み含み)であるが、受注者よりの問い合わせの多かった質問を、下記のとおりQ&Aにて取りまとめを行ったので、今後の参加資格申請書作成の参考にされたい。

Q 1 : 「地元企業活用促進型総合評価方式」試行の背景・目的は。

A 1 : 地元建設業者は、地域経済や雇用面及び災害時の対応など地域に多面的な貢献をしていますが、昨今の公共投資減少等により地元建設業界の疲弊は著しい状況となっています。
 地元建設業界等から、地元中小建設業者の受注機会確保や地元資材の活用等について、強い要望もあり、この度「地元企業活用促進型総合評価方式」を試行することとしました。
 「地元企業活用促進型総合評価方式」は、地元建設業者の活用や地元企業からの資材購入を総合評価項目として評価することで、地元企業の活性化、地場産業の育成を目的とし、延いては地域の景気浮揚を期待するものです。(H21.3.13 記者発表資料参照)

Q 2 : 対象工事は。

A 2 : 原則、一般土木Bランク工事(3.0億~7.2億)において適用する。
 概数発注や、専門性の高い工事は、対象外とする。(H21.3.13 記者発表資料参照)

Q 3 : 鉄筋等の鋼材関係は製造元が地域要件内には存在しないが、その場合でも主要資材として考えるのか。

A 3 : 商社等を仲介して、その商社から直接購入した場合、その商社が地域要件内であれば、地元資材と考えてよい。
 【補足：商社も本店限定である。本店、支店の括りが無く、その商社が1社経営であれば本店と見なす】

Q 4 : 購入先が提出時点では、どこから購入するか決定していない。

A 4 : 購入先は並記してもかまわない。また、地域要件内であれば購入先が変更となってもかまわない。

主要資材購入先予定表

※資材名、規格、使用数量は採算別材料表を参照すること
 会社名:

対象資材名	規格	使用数量	資材購入費	購入先企業名	地元企業の本店所在地 又は地元資材を使用しなかった理由
主要資材金額計(a)			10,000,000円		
生コンクリート	21-8-20(25)	12.3m ³	2,000,000円	㈱●●生コン ㈱●●生コン	●●県●●市●●町●● } とせの市の社より ●●県●●市●●町●● }
生コンクリート	24-8-20(25)	4.56m ³	3,000,000円	㈱●●生コン ㈱●●生コン	●●県●●市●●町●● } とせの市の社より ●●県●●市●●町●● }
鉄筋	SD345 D18	8t	1,000,000円	(株)●●鋼材	●●県●●市●●町●●
鉄筋	SD345 D16	9t	1,000,000円	(株)●●鋼材	●●県●●市●●町●●
鉄筋	SD345 D18	10t	1,000,000円	(株)●●鋼材	●●県●●市●●町●●
L型擁壁		20個	2,000,000円		協力企業のため(地域要件外)
上記のうち地元資材金額計(b)			8,000,000円		
地元資材の活用率=(b)/(a)			80%		【目標値:75%】 ※整数以下切り捨て

並記の例: 「いずれかの社より」

注1) 購入予定先が複数ある場合は、欄を追加して記載すること。
 注2) 地元資材の場合は企業の本店所在地、地元資材を使用しない場合はその理由を簡潔に記入すること。

Q5： 資材購入費が市場の価格変動等で、大きく単価が変わる可能性があるが、それにより、提出時と単価が変更となってもよいか。

A5： 評価は、主要資材に占める割合（目標値）を評価するものであり、価格変動等による金額の増減はかまわない。

また、正当な理由があれば、上記に伴い提出時に記載した目標値が75%を下回った場合においても、ペナルティーの対象としない。

Q6： 主要資材数量が変更で増加したが、それもすべて考慮して、最終的な評価値を算出するのか。

A6： 主要資材の地元購入の担保は、当初時点の数量を担保とする。

Q7： 一次下請を複数社予定している場合で、その内1社のみが、災害支援活動（又は災害協定）を締結しているが、この場合はどのように評価するのか。

A7： 一次下請企業の内1社でも災害支援活動（又は災害協定）の実績があれば、それで評価する。

Q8： 主要資材の技術提案の取扱いについて。

主要資材「コンクリート」の配合において、官の標準の配合を、技術提案で変更する場合どのように記載するのか。

A8： 技術提案とした規格、その購入金額を記載し、枠外同列に「技術提案による」を記載する。

Q9： 正当な理由とは。

- A9：
- ・ 一次下請予定企業の倒産
 - ・ 市場価格の高騰、下落による評価値の変更（購入先が地域要件内で変更が無い場合）
 - ・ 購入先が地域要件内で変更が無い場合で、設計変更による主要資材の増減に伴って目標値（75%）を下回った場合。 【補足：下表を参照】

表 設計変更による地元率の増減について(例)

資材	数量	単価	金額(円)	購入先
生コン 21N	100m3	10,000円/m3	1,000,000	地元
	90m3		900,000	
生コン 24N	100m3	11,000円/m3	1,100,000	地元
鉄筋 SD345 AD22	10t	6,000円/t	600,000	県外
		12,000円/t	1,200,000	
合計			2,700,000	地元率 77.8%
			3,200,000	地元率 62.5%

※赤字が設計変更後

※地元率(%) = (Σ地元購入額) / 合計購

- ・ 資材購入先の製造ラインが故障等で、納入時期が遅れ、工期に影響がある場合。

・・・etc

Q10： 災害対応協定等に基づく支援活動の実績とは。

A10： 地域要件内の国又は地方自治体より、緊急的に指示等をされ、復旧支援等を行った活動を実績とし、その確認方法として、指示書等の書面を持って確認する。

【補足：復旧作業等の契約書のみでは、後述する競争入札等での契約である可能性もあり、判断が困難である為】

ボランティア活動を評価するものではなく、あくまで、国又は地方自治体より要請を得て出動した実績を評価するものとする。

また、「〇〇緊急復旧工事」「〇〇災害復旧工事」等の名称で契約されたものであっても、一般競争や指名競争入札にて受注した災害復旧工事（本復旧）の実績は、災害支援活動の実績とはしない。

Q11： 過去10年間に災害協定等に基づく支援活動等の実績とあるが、当時の協定書の資料が残っていない。または、協定には基づかないが、緊急的に地方自治体に依頼（指示）され、支援活動を行った場合は、実績となるのか。

A11： 協定等に基づかない場合においても、地方自治体からの作業指示書等があれば、それを持って実績として提出しても可。